

一般財団法人愛知県建築住宅センター現金取得者向け新築対象住宅証明業務料金規程

(趣 旨)

第1条 本規程は、別に定める「一般財団法人愛知県建築住宅センター現金取得者向け新築対象住宅証明業務要領」(以下「業務要領」という。)に基づき、一般財団法人愛知県建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施する新築住宅に係る現金取得者向け新築対象住宅証明業務料金について、必要な事項を定める。

(料金)

第2条 業務要領第10条に規定する現金取得者向け新築対象住宅証明業務の料金は、申請一件につき、次に掲げる額とする。

- 一 一戸建住宅又は店舗等併用住宅(住宅部分の床面積が非住宅部分(店舗・事務所等)の床面積以上の場合に限る)

証明基準	区 分	料金(税込) (単位:円)
省エネルギー性	(1) 設計住宅性能評価書等を取得し、証明基準に適合している住宅	5,000
	(2) 評価方法基準による断熱等性能等級4の型式認定を取得し、証明基準に適合している住宅	15,000
	(3) (2)のうち、評価方法基準による断熱等性能等級4の型式住宅部分等製造者認証を取得し、証明基準に適合している住宅	7,000
	(4) 上記(1)、(2)及び(3)以外の住宅	25,000
耐久性・可変性	(1) 設計住宅性能評価書等を取得し、証明基準に適合している住宅	5,000
	(2) 評価方法基準の劣化対策等級3の型式住宅部分等製造者認証を取得し、証明基準に適合している住宅	12,000
	(3) 上記(1)及び(2)以外の住宅	21,000
耐震性	(1) 設計住宅性能評価書等を取得し、証明基準に適合している住宅	5,000
	(2) 評価方法基準による耐震等級2以上の型式住宅部分等製造者認証を取得し、証明基準に適合している住宅	12,000
	(3) 上記(1)及び(2)以外の住宅	25,000
バリアフリー性	(1) 設計住宅性能評価書等を取得し、証明基準に適合している住宅	5,000
	(2) 上記(1)以外の住宅	25,000

(注) 「設計住宅性能評価書等」とは、センターが発行した次の各号に該当する書類で、フラット35S(金利Bプラン)の省エネルギー性、耐久性・可変性、耐震性またはバリアフリー性の基準に適合しているものをいう。

- ① 設計住宅性能評価書又は建設住宅性能評価書
- ② 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証
- ③ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
- ④ 住宅事業建築主基準に係る適合証(断熱性能基準に適合している場合に限る。)
- ⑤ 住宅性能証明書
- ⑥ 省エネ住宅ポイント対象住宅証明書

- 2 共同住宅、連続建て、重ね建ての料金は、証明基準の種類、建築物の延床面積等を勘案して、別途見積りとする。
- 3 証明基準が耐震性の場合、免震建築物又は限界耐力計算等の特別な計算方法による場合の料金は、別途見積りとする。
- 4 業務要領 8 条第 2 項の申請中の計画変更による再申請及び業務要領 9 条第 1 項の証明書交付後の計画の変更による申請料金は、変更の内容を勘案して、別途見積りとする。

(料金の減額)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する住宅事業者等に係る申請は、前条第 1 項の料金を減額できるものとする。

- (1) 30 日以内に 10 件以上の申請が見込めると認められる。
- (2) 住宅設計がほぼ同一仕様である申請が一定数以上あり、審査が効率的に実施できると認められる。
- (3) ワンストップサービスの観点から、センターが一定数以上の当該業務以外の業務を受けている。
- (4) その他審査が効率的に実施できると認められる。

(附則)

この規程は、平成 25 年 12 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日より施行する。